

札幌市ひとり親家庭等自立促進計画の策定について

札幌市ひとり親家庭等自立促進計画の策定状況について、以下のとおり、報告いたします。

1 策定する計画について

母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づき策定する、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための総合的な支援施策等にかかる 5 か年計画。

(計画策定の経過)

第 1 次計画		平成 17 年度～平成 19 年度
第 2 次計画		平成 20 年度～平成 24 年度
第 3 次計画		平成 25 年度～平成 29 年度 (現計画)
第 4 次計画		平成 30 年度～平成 34 年度 (今回策定する計画)

2 計画の背景・必要性 (ひとり親家庭等の置かれている状況)

- ・ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という 2 つの役割を 1 人で担っており、住居、収入、子どもの養育等の生活全般で様々な困難を抱えている。
- ・母子家庭の母の約 8 割が就業しているにもかかわらず、平均年間就労収入は低い水準に留まっており、相対的貧困率は 50.8% と極めて高い状況にある。
- ・養育費が支払われていない世帯が 8 割を超えている。
- ・ひとり親家庭等の抱える課題は、家計、仕事、家事、住居、子どもの教育・進学、親族の健康・介護、児童虐待、配偶者からの暴力など多岐に渡っており、その多くが複雑に重なり合っている。

3 策定までの流れ

(1) 札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会の設置 (H29 年 8 月～H30 年 3 月)

- ・学識経験者、労働局職員、市民委員、母子生活支援施設や母子・婦人相談員等の支援業務従事者、母子・父子福祉団体の関係者等による委員からなる検討協議会を設置。
- ・検討協議会は年度内に 4 回程度開催し、アンケート内容の確認、ひとり親家庭等の現状と課題の分析、素案の確認などを行っていただく。

(2) ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査の実施 (H29 年 8 月)

- ・札幌市内のひとり親家庭等 (母子家庭 2,500 世帯、父子家庭 500 世帯、寡婦 400 世帯) に対し、アンケート調査を行い、計画に盛り込む支援施策等を検討する。

(3) 庁内会議・関係局情報提供等 (随時)

- ・局内外に、現計画における掲載事業の進捗状況の確認及び次期計画における掲載事業の照会等を行い、庁内の意見を幅広く聴取する。
- ・企画調整システムにおける関係課長会議、関係部長会議及び企画調整会議を開催し、関係部局の承認を得ていく。

(4) パブリックコメントの実施 (平成 30 年 2 月)

- ・素案に対する意見を公募し、寄せられた意見等を反映させる。